

発行所
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都5階
京都地方労働組合総評議会（京都総評）
電話 075 (801) 2308 FAX 075 (812) 4149
E-mail sohyo@labor.or.jp URL http://www.labor.or.jp/sohyo/
〈発行責任者〉 梶川 憲 〈編集責任者〉 吉岡 勝

京都労働相談センター
電話 0120-378-060 E-mail scent@labor.or.jp

京都総評



京都地方労働組合総評議会：発行

号 外

「働き方改革」問題 特 集 号

〈学習資料〉

働き方改革

長時間労働の是正 同一労働同一賃金

ほんものの

「働き方改革」の実現を！

安倍政権の

「働き方改革」の内容



市民共同法律事務所
弁護士

中村和雄氏

安倍内閣が「最大のチャレンジ」とする「働き方改革」。長時間労働の是正や同一労働同一賃金など期待させる言葉が並びます。しかし、安倍政権が言う「働き方改革」で本当に労働者は長時間労働、低賃金から解放されるのでしょうか？安倍内閣が狙う「働き方改革」は「働かせ方改革」の内容、私たちが求めるほんものの「働き方改革」の方向などを学習し運動を広げていくために、中村和雄弁護士に寄稿いただきました。

2012年に発足した第2次安倍政権は、女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけ、「すべての女性が輝く社会」を実現するとしました。「我が国最大の潜在力である『女性の力』を最大限発揮できるようにすること」が不可欠」として「指導的な役割を占める女性の割合を3割に」「女性の就業率は59%アップ」などの成果指標を示しました。2015年通常国会で成立した「女性活躍推進法」は、国、地方自治体、企業などに、女性の採用比率や女性の管理職比率のいずれかについて目標設定を義務づけ、情報公開などを含む行動計画の作成などを内容としています。しかし、女性

の社会進出を阻んでいる「男女賃金格差」「身分が不安定で低賃金の非正規雇用」「長時間労働」「仕事と子育てとの両立の困難」などの要因を解決する実効的な具体的政策が伴っておらず、これでは女性の活躍は絵に描いた餅になりかねません。「保育所落ちた日本死ね！」の匿名ブログが大反響をもち、第2電通過労死事件に象徴される長時間労働による犠牲も後を絶ちません。

こうした中で、2016年5月18日、安倍政権は「ニッポン一億総活躍プラン」を発表しました。これから目指す「一億総活躍社会」は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、誰もが活躍できる全員参加型の社会である」とします。そして、担当大臣を置き、実現本部を設置しました。開いた口が塞がりません。これまで子育て支援や社会保障を次々と削減してきたのは誰だったのか、多くの女性や若者を非正規雇用として労働市場に登場させた上で、企業の身

勝手な理由で使い捨てできるように、労働規制を緩和してきたのは誰だったのか、企業が派遣労働を永続的に使い続けることを認める労働者派遣法の大改悪を施行し、使用者に労働者への残業強制を野放しにしたうえ残業代を支払わなくてよいとする「残業代ゼロ」法案を国会で強行しようとしているのはいったい誰なのか。一国の総理がここまで自らの行ってきた政策に頬を打つことができるのでしょうか。

ニッポン一億総活躍プランでは、「働き方改革」の方向として、①同一労働同一賃金の実現、②最低賃金の引き上げ、③長時間労働の是正、④高齢者の就労促進が掲げられています。プランは「女性や若者などの多様で柔軟な働き方を広げるためには、わが国の労働者の約4割を占める非正規労働者の待遇改善は、待ったなしの重要課題である」とします。待ったなしの重要課題であることはその通りです。歴代の政府がしっかりとした規制をせずに、逆に規制を緩和してきた結果です。速やかな規制が必要ですが、そのための有効な方法が「同一（価値）労働同一賃金」の実現であり、最低賃金の引き上げです。安倍政権は、これまでの対応を反省し、同一労働同一賃金の実現や最低賃金の大幅引き上げを実行するのでしょうか。到底信用できません。

安倍政権の「働き方改革」の欺瞞

「同一労働同一賃金」の確立を

プランは、「同一労働同一賃金の実現に向けて、わが国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例などで示すガイドラインを策定する。：非正規という言葉無くす決意で臨む」とし、「関連法案を国会に提出する」としています。安倍政権が「同一労働同一賃金」を政策課題として提起せざるを得なくなったのは、労働現場で非正規が拡大し、正規と非正規との著しい格差をこれ以上放置することがもはやできない状況となっているからです。

しかし、経団連をはじめとする経営側の抵抗は激しい。経団連は、昨年7月19日、「同一労働同一賃金の実現に向けて」と題する文書を発表しました。そこでは、欧州諸国と日本の制度の違いを強調し、経団連の求める「日本型同一労働同一賃金」は「職務内容や、仕事・役割・貢献度の発揮期待（人材活用の仕方）など、様々な要素を総合的に勘案し、自社にとって同一労働と評価される場合に、同じ賃金を支払うことを基本的考え方とする。ガイドラインの策定や法制化の見直し、簡易な救済制度の活用等により、同一企業における正規従業員と非正規従業員の不合理な待遇差を禁止する現行ルールの実効性を高める」としています。現状の正規と非正規の格差を正当化する方向であり、現状追認しかありません。世界標準である「同一労働同一賃金」の制度導入に真っ向から反対しているのです。

こうした中で、昨年12月「同一労働同一賃金ガイドライン案」が政府から発表されました。しかし、その内容は、「同一労働同一賃金」（「職務（仕事）」が同じであれば

【資料1】国際労働機関（ILO）による職務（役割）評価項目

基本的な職務評価項目	二次的な職務評価項目	説明
知識・技能	職務知識	職務を遂行する上で必要な知識、専門的な知識・資格
	コミュニケーションの技能	職務を遂行する上で必要な、顧客や利用者、職場の上司や同僚等と良好な関係を作るための、口頭または文書によるコミュニケーションの技能
	身体的技能	職務を遂行する上で必要な、手先の器用さ、手わざの良さ・正確さ、機械や器具等を操作する技能
負担	感情的負担	職務を遂行する上で、顧客等の感情に配慮し、自分の感情を調整したり、相手の感情の起伏を冷静に受け止め、自分の感情を抑制したりする際に生じる負担
	心的負担	職務を遂行する上で要求される、集中力や注意力、同時進行で複数の仕事を行う、仕事の期限が厳しいなど、精神にかかる負担
	身体的負担	重量物の運搬、無理な姿勢の維持など、職務を遂行する上で要求される身体にかかる負担
責任	人に対する責任	同僚や部下の育成や管理、人事評価、勤務シフトの作成や調整等に関する責任
	物に対する責任	顧客情報の管理や秘密保持、土地や建物・備品等の維持・管理、顧客に提供する商品やサービスの創造・品質の維持・管理に関する責任
	財務責任	利益目標の実現に対する影響、職務上取り扱う金銭や金権等の取り扱い範囲・頻度・金額、予算計画の作成や予算の執行など、金銭に関する責任
労働条件	労働環境	埃、騒音、有害な化学物質、不快な温度や湿度など、勤務する状況の不快さや危険などの物理的な環境
	心理的環境	不規則な労働時間、深夜時間帯の勤務などが求められる状況で勤務する必要があるなど、心理的な環境

ILO駐日事務所ホームページを参考に作成（厚労省作成パンフより）

同じ賃金を払う」という原則）とはほど遠く、現在のわが国の賃金制度を追求するだけのものです。安倍政権が財界の強い抵抗のなかで「同一労働同一賃金」はポーズに過ぎずその実現に本格的に取り組みことを放棄し

最低賃金・全国一律 1500円の実現を

プランは、最低賃金の引き上げについて、「年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す」としています。こちらはしぶとんとトーンダウンです。政府は、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに「全国最低800円、全国平均1000円」にするという目標を明記し、2015年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015」等においても、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金引き上げに努めるべきことが明記されています。アメリカでは最低賃金時給15

たどしか考えられませぬ。まやかしの「同一労働同一賃金」で誤魔化されることがないように、客観的で平等で適正な「同一（価値）労働同一賃金」制度（ILOなどによる職務評価基準（資料

ドルの運動が各地で最低賃金引き上げの条例を獲得しています。そして、最低賃金の引き上げが地域経済の活性化に貢献していることも紹介されています。いまこそ、大胆な最低賃金引き上げの実現が必要です。わが国における最低賃金額は、2016年全国加重平均で時給823円であり（資料2）、依然として先進諸外国と比較しても低い水準です（資料3）。全国加重平均823円で週40時間働いた（月間173・8時間）としても月額賃金は14万3037円です。配偶者の収入が充分であるか、収入が充分にある親と同居するなどの状況でなければ、到底人間らしく暮らすことはできません。全労連賃金・公契約対策

【資料2】地域別最低賃金時間額（2016年度）

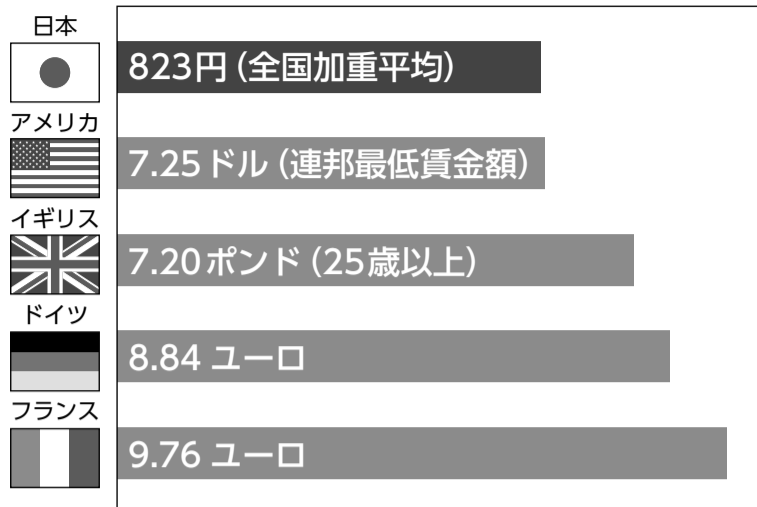
北海道	786円	東京	932円 ^{最高}	滋賀	788円	香川	742円
青森	716円	神奈川	930円	京都	831円	愛媛	717円
岩手	716円	新潟	753円	大阪	883円	高知	715円
宮城	748円	富山	770円	兵庫	819円	福岡	765円
秋田	716円	石川	757円	奈良	762円	佐賀	715円
山形	717円	福井	754円	和歌山	753円	長崎	715円
福島	726円	山梨	759円	鳥取	715円	熊本	715円
茨城	771円	長野	770円	島根	718円	大分	715円
栃木	775円	岐阜	776円	岡山	757円	宮崎	714円 ^{最低}
群馬	759円	静岡	807円	広島	793円	鹿児島	715円
埼玉	845円	愛知	845円	山口	753円	沖縄	714円 ^{最低}
千葉	842円	三重	795円	徳島	716円	全国加重平均	823円

局が2016年6月に発表。東京都の932円と宮崎県・沖縄県の714円と

表した「最低生活費試算調査」によれば、全国平均の最低生計費月額額は税込み22万8476円（税抜き18万4873円）でした。これを平均月間総実労働時間144・5時間（1581円）で割ると1581円となり、最低賃金の要求額として1500円は極めて妥当な金額なのです。最低賃金の地域間格差が大きいことも問題です。2016年の最低賃金時間額で比較すれば、東京都の932円と宮崎県・沖縄県の714円と

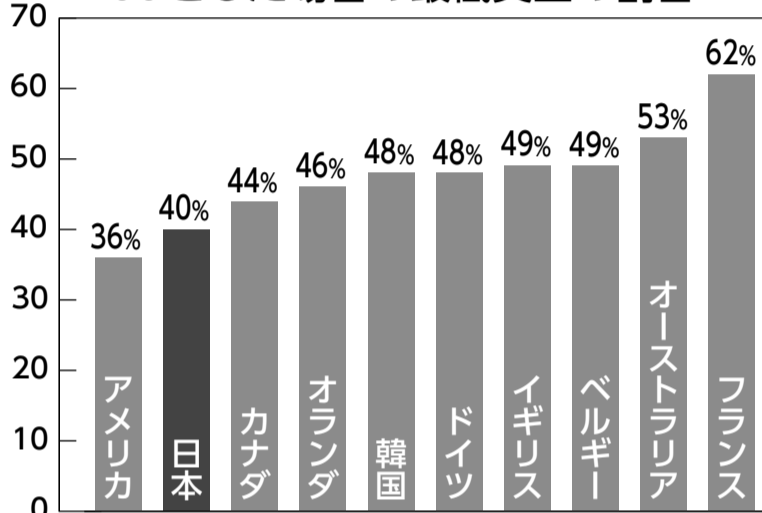
【資料3】

時間あたりの賃金



2017年1月1日現在

フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合



OECD統計データ <http://stats.oecd.org/>

では実に218円もの格差が生じています。しかも地域間格差は毎年拡大しているのです。地域経済の活性化のためにも、地域間格差の縮小は喫緊の課題です。地域別最低賃金の地域間格差が増大することに伴い、賃金全体の地域間格差が増大します。こうした中で、若年労働者を中心として賃金の低い地方から賃金の高い地方への労働力の流動が加速しています。賃金の低い地方では企業の人手不足が深刻化しており、地域の高齢化・過疎化が拡大し、地域経済の活力が疲弊しています。

安倍政権は「働き方改革」として長時間労働の規制を掲げています。ところが、それと矛盾する「労働基準法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しています。総務省統計局の「労働力調

査」によれば、2015年に週の労働時間が60時間以上の就労者は546万人にのぼります(60〜69時間239万人、70〜79時間135万人、80時間以上71万人)。かかる労働時間は、1ヶ月の時

間外労働時間を86時間している計算となり、厚生労働省が過労死認定ラインとしている1ヶ月80時間を超えているのです。労働者の生命や心身の健康を保持し、ワークライフバランスを確保してい

長時間労働の規制を

支援策が必要であることは当然です。わが国の労働者の7割が中小企業で働いています。一定規模以下の企業についての社会保険料の使用者負担率の軽減・免除や税制上の

特別措置などを考慮する必要ががあります。また、独占禁止法と下請け2法の抜本的改正によって下請け中小企業の健全な経営を確保することも、中小企業振興条例の制定

などによって、中小企業への積極的支援を図るべきです。中小企業に対する最低賃金引き上げに対応するための特別補助の実施も検討すべきです。

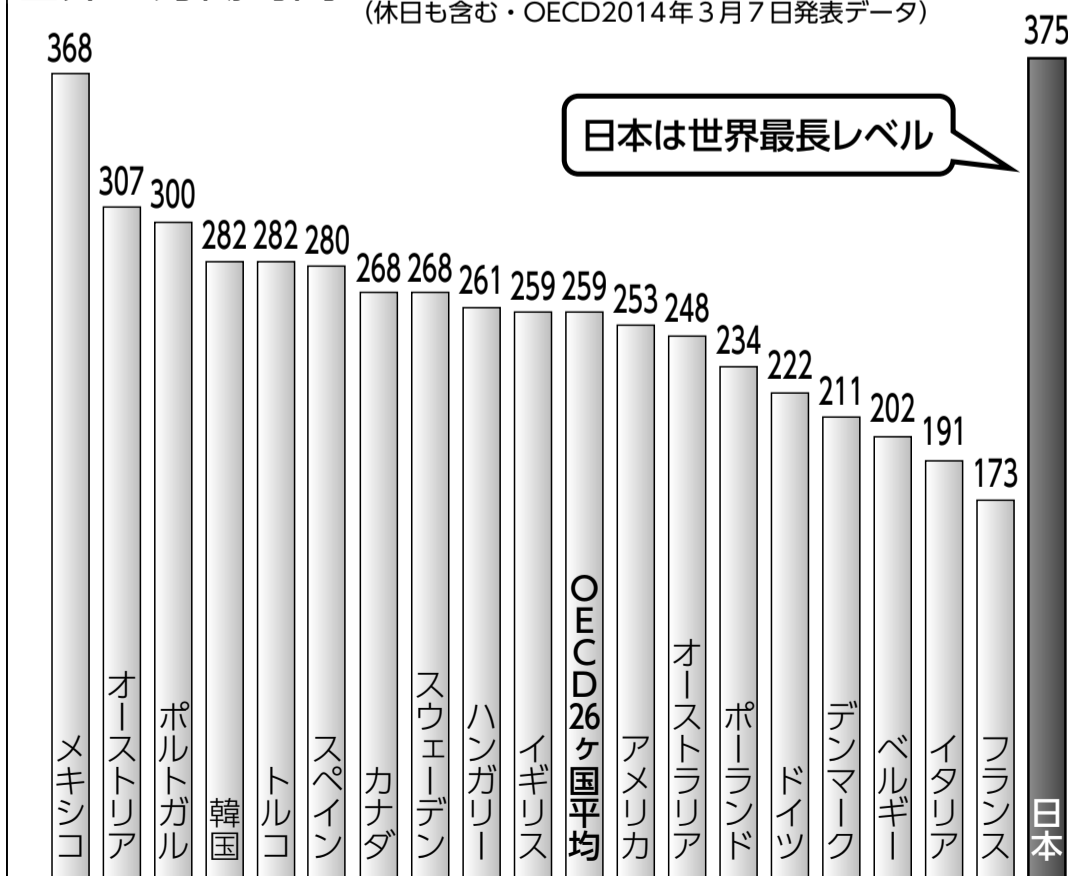
くために、長時間労働の規制が喫緊の重要課題です(資料4)。

安倍政権が提出している労働基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出第69号)には、多用で柔軟な働き方の実現のための制度改革として、①フレックスタイム制の見直し(フレックスタイム制の「精算期間」の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長する)、②企画業務型裁量労働制の見直し(企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」(PDCAとはPlan(計画)↓Do(実行)↓Check(評価)↓Act(改善))を追加することにも、対象者の健康確保措置の充実や手続きの簡素化等の見直しを行う)、③特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設(職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じることで、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする)が盛り込まれています。これらの規定は、労働基準法が規定す

【資料4】

世界の労働時間

15～64歳男性の1日あたり平均労働時間(単位:分)(休日も含む・OECD2014年3月7日発表データ)



日本は世界最長レベル

「長時間労働規制法案」の実現を

る労働時間規制の適用を免れる者を大幅に増加させるものであり、労働時間規制を大きく緩和するものです。残業代を払わ

ずらなる長時間労働を生み出すことになり、改正案は到底許されるものではありません。

こうした中で、昨年4月19日、190回国会において、民進党、日本共産党、生活の党、社民党の野党4党が「労働基準法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出しました。安倍内閣が提出している改正法案と正式名

称は同様ですが、こちらは「長時間労働規制法案」と呼んでいます。この「長時間労働規制法案」は、安倍内閣が提出した「労働基準法等の一部を改正する法律案」（残業代ゼロ・過労死促進法案）の対案です。こちらも継続審議となっています。

「長時間労働規制法案」は、残業時間の上限

① 残業時間の上限規制

現行法は、週40時間、1日8時間の上限を規定しているのですが（32条）、過半数労働組合または過半数代表者との協定により、どちらの時間も青天井に延長することが可能となっています（36条）。過半数労働組合がしっかりとしていれば、延長時間にきちんとした規制ができるはずですが、現状は延長野放し状態です。現行法でも、厚生労働大臣は労働時間の延長の限度について基準を設けることができる（36条第2項）、

「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（労働省告示第154号）では、限度時間について、1週間15時間、1箇月45時間、1年間360時間などの基準が示されています。しか

規制とインターバル規制を柱としています。現状の長時間労働を解消し、労働者の生命や心身の健康を保持し、ワークライフバランスを確保できる働き方に変えていくためには、「長時間労働規制法案」の成立が必要で

す。「長時間労働規制法案」の内容の概略を紹介

し、「限度時間を超過して労働時間を延長しなければならぬ特別な事情」があれば基準の限度時間を超えることも許される

② インターバル規制の導入

現行法は、休憩時間（終業から始業までの時間）の確保については何ら規定していません。そのため、労働時間を細切れにされて睡眠時間が十分に確保できない労働者が多数出現していま

す。法案は、新たに「休憩時間」の規定を創設し、「使用者は、労働者ごとに始業から24時間を経過するまでに、労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を勘案して厚生労働省令で定める時間以上の継続した休息時間

しかも「基準」は法的拘束力を有していないのである。法案は厚生労働省令で「休憩時間」

法案は協定によって延長できる時間を「労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を勘案して厚生労働省令で定める時間を超えない範囲」と限定し、限度時間の規制に法的拘束力を与えていま

す。具体的な限度時間は厚生労働省令で定められるとされていますが、直ちに月45時間を上限とすべきです。そして近い将来には、1日2時間、1週間8時間、1年間120時間程度を原則とすべきです。また、職務の性格などにもとづく例外規定については厳格に制限することが必要です。

を与えなければならぬ」としました（34条の2）。EU諸国で実施されているインターバル規制の規定です。労働者の健康の維持・管理やワークライフバランス確保

以上を踏まえて、労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を勘案して厚生労働省令で定める時間以上の継続した休息時間



のために、きわめて重要な規制です。法案は厚生労働省令で「休憩時間」（インターバル時間）を定めるとしていますが、人間の生活リズムを考慮して、十分な睡眠時間（8時間）に食事や通勤時間を加算すれば、11時間の「休憩時間」（インターバル時間）の確保が必要と考えます。

「長時間労働規制法案」は、まだまだ充分とは言えない点もあるのですが、わが国の長時間労働の現状を改善し、労働者の生命や心身の健康を保持し、ワークライフバランスを確保していくために、きわめて有効な法律案となっています。そして、この法案は、安倍政権が提出している「残業代ゼロ・過労死促進法案」が如何にひどい内容のものであるかを明らかにしてくれそうです。4野党が共同してこの法案を作り上げたことが重要で

社会保障の充実とセツトで

「長時間労働規制法案」が如何にひどい内容のものであるかを明らかにしてくれそうです。4野党が共同してこの法案を作り上げたことが重要で

安倍政権は、多様な働き方や労働移動可能な柔軟な労働市場を目指す

社会保障制度の充実です。失業手当がわが国とは比べものにならないほど充実しているのはもちろん、医療や教育費が無償

「柔軟な労働市場」は、失業しても次の仕事が見つかるまで安心して生活できる手厚い失業保障があつて初めて機能するので

社会保障費の大幅削減はまったく逆行です。安倍政権の働き方改革は、働くものの権利を擁護するためのものではありません。デフレ脱却を目指し、日本経済を活性化するための一環として打ち出されているのです。会議のメンバーのほ

忘れたてはならないのが社

す。会議のメンバーのほ

8時間働いたら帰る、暮らせるワークルールをつくらう

わたしの仕事 8時間 プロジェクト

インターネット署名にご協力下さい!

労働時間短縮と賃金引き上げをセツトで!

1日8時間、週40時間以内の労働で、まともに暮らせる社会を

その声を、政府に届けましょう!

